

議案第 31 号

小城市学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱を定める告示

小城市学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱に関する要綱を定める告示を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 29 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市学校給食センター民間委託事業について、業者を選定する選定委員会を設置する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 小城市立小中学校における学校給食調理等業務（以下「業務委託業者」という。）の、委託業者を厳正かつ公平に選定するため、小城市学校給食調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、次の事項を所掌する。

- （1） 業務委託業者選定の基準策定に関すること。
- （2） 業務委託業者の選定に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、業務委託業者選定に関し必要な事項。

（組織）

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には教育長を、副委員長には教育部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げるもののうちから、教育長が委嘱する。

- （1） 学校給食センター運営委員会会長
- （2） 学校給食センター運営委員会副会長
- （3） 学校給食センター運営委員会保護者代表
- （4） 栄養教諭 2名

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、選定委員会の運営を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する業務委託業者の選定が終了するまでとする。

（会議）

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 委員長は、選定委員会の所掌事務を円滑に処理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が任命した者をもって組織する。

（庶務）

第8条 選定委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。